

前 金	部 分 扦
有	一 回

令 和 5 年 度

當 教 總 第 1 - 2 0 号

津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託設計書

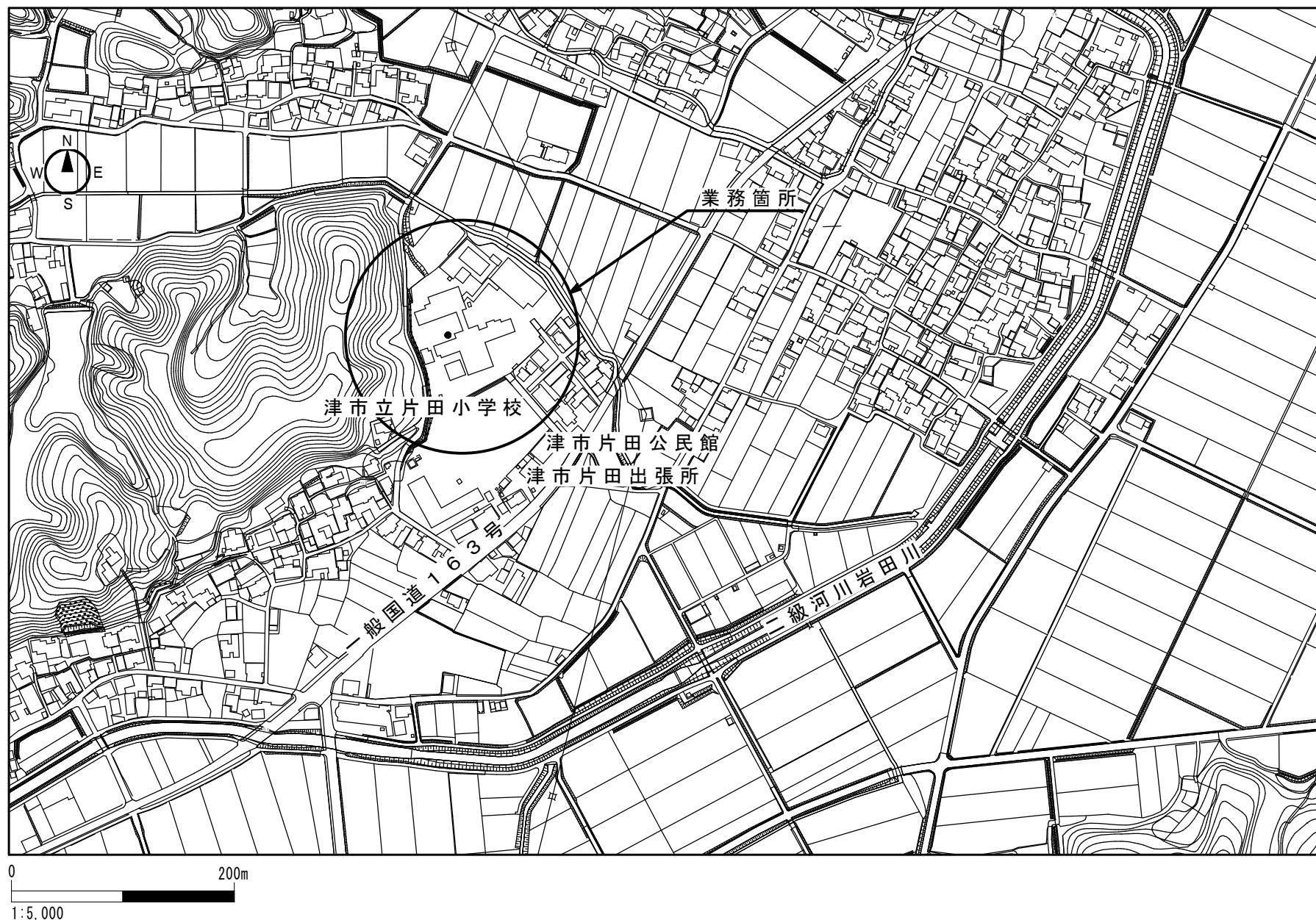
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津 市
建 設 部 営 繕 課

令和5年度	當教総 第1－20号	業 務 委 託 設 計 書			
委託場所	津市片田井戸町地内			課長	
				検算者	
委託名	津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託			担当主幹	
				担当副主幹	
設計額	(うち消費税等相当額)			設計者	
履行期間	令和5年10月2日限り				
長	—	巾	—		
業 務 の 大 要					
機械ボーリング					

位置図

令和5年度営教総第1-20号
津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託



業務数量総括表

		業務名	令和5年度営教総第1－20号 津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託		当初	業種		地質調査業務（一般調査）				
						項目		一般調査				
			項目・工種・種別・細別	規格		単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要		
一般調査						式		1				
直接調査費						式		1				
機械ボーリング						式		1				
土質ボーリング（ノンコアボーリング）		地質粘性土・シルト；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径 φ66mm		m			4					
土質ボーリング（ノンコアボーリング）		地質固結シルト・固結粘土；せん孔深度50m以下 [1.00]；せん孔方向鉛直下方 [1.00]；孔径 φ66mm		m			3					
サウンディング及び原位置試験						式		1				
標準貫入試験		地質粘性土・シルト		回			4					
標準貫入試験		地質固結シルト・固結粘土		回			3					

業務数量総括表

		業務名	令和5年度営教総第1－20号 津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託		当初	業種	地質調査業務（一般調査）		
			項目	目		項目	一般調査		
項目・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要		
室内試験（土質試験）			式		1				
土の細粒分含有率試験		試料 0.5kg未満	試料		3				
総合解析			式		1				
解析等調査		土質ボーリング本数1本	式		1				
電子成果品作成費			式		1				
電子成果品作成費（機械ボーリング）			式		1				
検定費等			式		1				
検定費等			式		1				

業務数量総括表

		業務名	令和5年度営教総第1－20号 津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託		当初		業種		地質調査業務（一般調査）	
							項目		一般調査	
			項目・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
	間接調査費				式			1		
	運搬費				式			1		
	運搬費				式			1		
	準備費				式			1		
	準備及び跡片付け				式			1		
	調査孔閉塞				式			1		
	仮設費				式			1		
	足場仮設				式			1		

業務数量総括表

		業務名	令和5年度営教総第1－20号 津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託		当初	業種		地質調査業務（一般調査）	
						項目	目		
項目・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量		数量増減	摘要	
安全費			式		1				
環境保全（仮囲い）			式		1				
旅費交通費			式		1				
旅費交通費（率計上）			式		1				
施工管理費			式		1				
施工管理費			式		1				
純調査費			式		1				
間接費			式		1				

業務数量総括表

	業務名	令和5年度営教総第1－20号 津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託			当初		業種		一般地質調査業務	
							項目		間接費	
		項目・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
	諸経費			式			1			
	一般調査業務価格			式			1			
	解析等調査			式			1			
	直接業務費			式			1			
	解析等調査			式			1			
	解析等調査	土質ボーリング本数1本; 試験種目数0～3種 [1.00]		式			1			
	軟弱地盤技術解析			式			1			
	軟弱地盤技術解析			式			1			

業務数量総括表

		業務名	令和5年度営教総第1－20号 津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託		当初		業種		地質調査業務（解析等調査）	
							項目		共通	
			項目・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
共通					式			1		
共通					式			1		
打合せ等					式			1		
打合せ					業務			1		
直接経費					式			1		
直接経費					式			1		
旅費交通費					式			1		
旅費交通費（率計上）					式			1		

業務数量総括表

		業務名	令和5年度営教総第1－20号 津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託		当初	業種	地質調査業務（解析等調査）	
			項目	直接経費				
項目・工種・種別・細別		規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
電子成果品作成費			式		1			
電子成果品作成費（軟弱地盤）			式		1			
直接原価			式		1			
その他原価			式		1			
業務原価			式		1			
一般管理費等			式		1			
解析等調査業務価格			式		1			
業務価格			式		1			

業務數量總括表

令和5年度営教総第1－20号

津市立片田小学校改修工事に係る地質調査業務委託

数 量 総 括 表

レベル1 : 一般調査

レベル1 : 解析等調査

レベル1 : 共通

レベル1 : 直接経費

工事数量総括表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
一般調査					式	1	
	直接調査費				式	1	
		機械ボーリング			式	1	
			土質ボーリング (ノンコアボーリング)	φ66mm 粘性土・シルト	m	4.0	
			土質ボーリング (ノンコアボーリング)	φ66mm 固結シルト・固結粘土	m	3.0	
		サウンディング 及び原位置試験			式	1	
			標準貫入試験	粘性土・シルト	回	4	
			標準貫入試験	固結シルト・固結粘土	回	3	
		室内試験 (土質試験)			式	1	
			土の細粒分含有率試験	試料0.5kg未満 JIS A 1223	試料	3	
		総合解析			式	1	
			解析等調査	土質ボーリング本数1本	式	1	
		電子成果品作成費			式	1	
			電子成果品作成費 (機械ボーリング)		式	1	
		検定費等			式	1	

工事数量総括表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			検定費等		地盤情報検定費用 A検定	本	1
	間接調査費					式	1
		運搬費			式	1	
			運搬費			式	1
		準備費			式	1	
			準備及び跡片付け			式	1
			調査孔閉塞		式	1	
		仮設費				式	1
			足場仮設		式	1	
		安全費				式	1
			環境保全（仮囲い）		式	1	
		旅費交通費				式	1
			旅費交通費（率計上）		式	1	
		施工管理費				式	1
			施工管理費		式	1	

工事数量総括表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
解析等調査					式	1	
	直接業務費				式	1	
		解析等調査			式	1	
			解析等調査	土質ボーリング本数1本 試験種目数0~3種	式	1	
		軟弱地盤技術解析			式	1	
			軟弱地盤技術解析		式	1	
共通					式	1	
	共通				式	1	
		打合せ等			式	1	
			打合せ	初回・納品 中間0回	業務	1	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	
		旅費交通費			式	1	
			旅費交通費（率計上）		式	1	
		電子成果品作成費			式	1	

工事数量總括表

ボーリング調査数量表

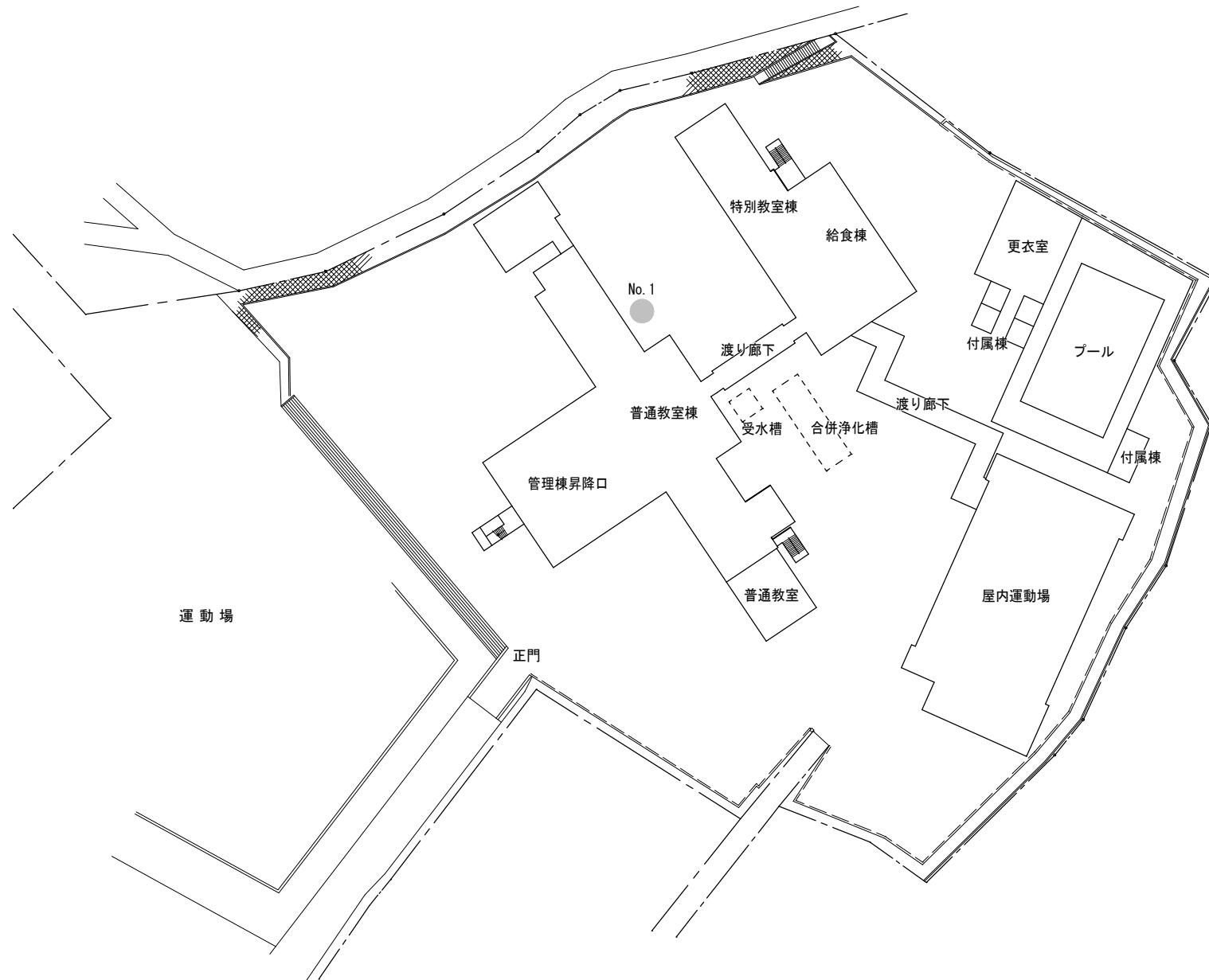
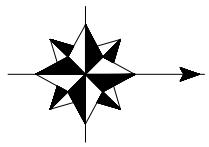
孔番号	ボーリング(m)			標準貫入試験(回)			仮設(箇所) 足場	調査孔閉塞
	Φ66mm			粘性土・シルト	固結シルト・固結粘土	計		
No.1	4.0	3.0	7.0	4	3	7	平坦地 高さ0.3m以下	
合計	4.0	3.0	7.0	4	3	7	1	

※各数量については推定である。

室内試験数量表

孔番号	土の細粒分含有率試験
No.1	3
合計	3

津市立片田小学校



配置図

● : ボーリング箇所

特記仕様書（地質・土質調査条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア.適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 地質・土質調査業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和4年11月） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ.業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後10日前までに業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ.成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等について三重県CAL'S電子納品運用マニュアル【令和4年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> (2)部）とする。 <input type="checkbox"/> コアの提出（ <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 契約後指示） <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋にして）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり。 (検定及び登録機関：一般財団法人地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）) ※受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ.工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名) <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（現場調査は7月21日から8月31日（夏休み）の期間中にを行うこと。）
オ.打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 <input type="checkbox"/> 業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ（ ）回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時 <input type="checkbox"/> 関係機関協議資料作成（ ）機関 <input type="checkbox"/> 関係機関打合せ協議（ ）機関
カ.資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 <input type="checkbox"/> 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。
キ.業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合等にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
ク.その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 支援技術者
	1. 本業務は現場における現場技術業務を「例示－（公財）三重県建設技術センター」に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（説明書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、設計業務等委託契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾又は回答、協議等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本業務を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容の変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入 の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者等は、暴力団等と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不當介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告する旨も、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 <p>なお、受注者等が不當介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p> <p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかつた場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借り入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用者等が必要となる場合は、使用者等に市民を活用すること。</p> <p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他の本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して応答せず、若しくは虚偽的回答をしたとき。 (2) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (4) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。
津市公契約条例	<p>本が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者等は、暴力団等と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不當介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告する旨も、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 <p>なお、受注者等が不當介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p> <p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかつた場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借り入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用者等が必要となる場合は、使用者等に市民を活用すること。</p> <p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他の本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して応答せず、若しくは虚偽的回答をしたとき。 (2) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (4) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徵収について異議はありません。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対する周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下記契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等</p> <p>本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <p>1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。</p> <p>3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</p> <p>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。</p> <p>なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約総數第19条（設計図書等の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。</p>